

議案第五十二号

中央区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和七年十二月十日

提出者 中央区教育委員会教育長 平林治樹

中央区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
中央区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十一
号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「終日に及ぶ程度（日中七時間四十五分以上）」を「半日程度（日中四時間以上）」に、「午
後十一時」を「午後九時」に、「午前二時」を「午前四時」に改める。

別表第二中「七、五〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は令和八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後
に支給するものについては、なお、従前の例による。

（説明）

特別区人事委員会「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、中央区立幼稚園教育職員の特
殊業務手当の支給額等を改定するため、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十一号）

		別表第一（第二条関係）		新	
		別表第一（第二条関係）		旧	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）			
支給範囲	支給額	業務の程度	業務に従事する日	業務の程度	業務に従事する日
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる行運に従事したとき。 一・二（略）		一 半日程度（日中四時間以上） 二 （略） 三 午前八時まで	中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十二号）に規定する週休日、休日及び代休日	一 正規の勤務時間に引き続き午後九時まで 二 午前四時から 三 （略）	中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十二号）に規定する週休日、休日及び代休日
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる行運に従事したとき。 一・二（略）		一 終日に及ぶ程度（日中七時間四十五分以上） 二 （略） 三 午前八時まで	中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十二号）に規定する週休日、休日及び代休日	一 正規の勤務時間に引き続き午後十一時まで 二 午前二時から 三 （略）	中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十二号）に規定する週休日、休日及び代休日

新

三 幼児の負傷、疾病等に伴う 救急の業務に従事したとき。	日額 八、〇〇〇円
四 幼児に対する緊急の補導 業務に従事したとき。	日額 八、〇〇〇円

附 則

- 1 この規則は令和八年一月一日から施行する。
- 2 この規則は施行の日（以下「施行日」という。）前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお、従前の例による。

旧

三 幼児の負傷、疾病等に伴う 救急の業務に従事したとき。	日額 七、五〇〇円
四 幼児に対する緊急の補導 業務に従事したとき。	日額 七、五〇〇円